

令和 7 年度渋川市インターンシップ推進補助金交付要領

令和 7 年 4 月 1 日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		市は、市内事業所の人材確保と安定的な雇用定着を目的に、求職中の学生又は若手求職者をインターンシップで受け入れた事業者に対し、補助金を交付します。
内容	定義	この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 学生 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条に規定する高等学校、第 63 条に規定する中等教育学校、第 72 条に規定する特別支援学校（高等部に限る。）、第 83 条に規定する大学、第 83 条の 2 に規定する専門職大学、第 97 条に規定する大学院、第 108 条に規定する短期大学、第 115 条に規定する高等専門学校及び第 124 条に規定する専修学校のいずれかに在籍し、当該年度又は翌年度に卒業見込みである者 (2) 若手求職者 当該年度の 3 月末日において年齢が 30 歳未満で求職中の者 (3) 事業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に該当する中小企業者 (4) インターンシップ 求職中の学生又は若手求職者を対象に市内事業者が一定期間実施する就業体験をいう。
	補助対象事業	求職中の学生又は若手求職者を対象としたインターンシップとし、次に掲げる条件を満たすものです。 (1) 実施期間の半分を超える日数を職場での就業体験に充てること。 (2) 就業体験では、求職中の学生又は若手求職者を指導すること。 (3) 求職活動の一環として 2 日間以上実施すること。 (4) 募集要項等にインターンシップの情報を記載し、公開すること。 (5) 補助金の交付決定日以降に実施し、年度内に完了すること。 (6) 関係法令及び公序良俗に反していないこと。

	補助対象者	交付申請日時時点で、市内で事業を営む小規模事業者であって、次に掲げる要件を満たすものとします。 (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第15号）第2条第1項に該当する中小企業者。 (2) 雇用保険法施行規則第141条第1項に定める雇用保険適用事業所設置届を公共職業安定所に提出していること。 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）に基づく許可又は届出が必要な営業ではないこと。 (4) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。 (5) 市税を滞納していないこと。
	補助金額	インターンシップを受入れた求職中の学生又は若手求職者1人当たり1,000円を受け入れた日数で乗じた額とし、1人当たり10,000円を限度とします。 インターンシップで受入れた求職中の学生又は若手求職者が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者である場合は、1人当たり3,000円を受け入れた日数で乗じた額とし、1人当たり30,000円を限度とします。
	限度額	この補助金の事業全体の補助限度額は、130千円です。
	交付条件	(1) 補助金を目的外に使用したときは、補助金の一部又は全額の返還を命ずることがあります。 (2) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じなければなりません。 (3) 補助対象事業を中止したときは、補助金の全額を返還しなければなりません。
交付 手 続 等	交付申請の方法、 時期等	1 令和7年5月1日から令和8年1月30日までの間（以下「受付期間」という。）（受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。）に、産業政策課へ書面にて申請してください。 2 渋川市インターンシップ推進補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。 (1) 雇用保険適用事業所設置届の控え (2) 募集要項等インターンシップの内容が確認できる書類 (3) 法人にあっては、直前の事業年度の法人税申告書の写し。個人事業主にあっては、直前の所得税確定申告書の写し

	又は住民税申告書の写し。 (4) その他市長が必要と認める書類 【注】申請者の押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
交付決定の時期等	申請のあった日から30日以内に交付決定をします。 補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市インターンシップ推進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知します。
変更・廃止承認申請の方法、時期等	1 補助対象事業を変更又は廃止しようとするときは、速やかに渋川市インターンシップ推進補助金（変更・廃止）承認申請書（様式第3号）に、変更する場合は変更する内容を証する書類を添えて提出してください。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りではありません。 2 前項に規定する申請があった場合において、補助金の交付決定額は、本要領（限度額）に規定する限度額の範囲内であっても増額はしません。
変更・廃止の承認	変更・廃止承認申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市インターンシップ推進補助金（変更・廃止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知します。
実績報告の方法、時期等	補助対象事業が完了したときは、その日から30日以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋川市インターンシップ推進補助金事業完了実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。 (1) 渋川市インターンシップ推進補助金交付決定通知書の写し (2) インターンシップの実施状況が確認できる写真 (3) インターンシップ参加者の学生証等本人確認書類の写し (4) 通帳等の写し（補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの） (5) その他市長が必要と認める書類
補助金の額の確定	実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市インターンシップ推進補助金確定通知書（様式第6号）により交付すべき補助金の額を確定します。
請求の方法、支払	渋川市インターンシップ推進補助金交付請求書（様式第7号）に、渋川市インターンシップ推進補助金確定通知書の写しを添え

時期等	て、請求してください。 提出された請求書に基づき、請求日から３０日以内に支払います。
交付決定の取消し又は補助金の返還	１ 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 ２ 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、指定された期間までに補助金を返還しなければなりません。
申請書等の様式	渋川市インターンシップ推進補助金交付申請書（様式第１号） 渋川市インターンシップ推進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号） 渋川市インターンシップ推進補助金（変更・廃止）承認申請書（様式第３号） 渋川市インターンシップ推進補助金（変更・廃止）承認（不承認）通知書（様式第４号） 渋川市インターンシップ推進補助金事業完了実績報告書（様式第５号） 渋川市インターンシップ推進補助金確定通知書（様式第６号） 渋川市インターンシップ推進補助金交付請求書（様式第７号）
その他	補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。
取扱担当課	渋川市役所産業観光部産業政策課（第二庁舎） 電話 ０２７９－２２－２５９６（直通） ０２７９－２２－２１１１（内線４８９２） メールアドレス syoukou@city.shibukawa.gunma.jp